

○東広島市高齢者における障害者控除対象者認定事務取扱要綱

平成20年10月31日

告示第312号

改正 平成28年3月31日告示第147号

平成31年4月26日告示第193号

令和3年4月1日告示第147号

(趣旨)

第1条 この要綱は、精神又は身体に障害のある65歳以上の者に係る所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条第1項第7号若しくは同条第2項第6号又は地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条第7号若しくは第7条の15の11第6号に規定する者（以下「障害者控除対象者」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第2条 障害者控除対象者の認定を受けようとする者（以下「認定対象者」という。）又はその親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。）（第4条において「申請者」という。）は、障害者控除対象者認定申請書（別記様式第1号。以下「認定申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(認定等の決定)

第3条 市長は、前条に規定する認定申請書の提出があったときは、認定対象者について調査し、別表に掲げる障害認定基準により審査を行い、障害者控除対象者の認定の適否について決定するものとする。

2 前項の調査は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定に基づく認定を受けている者又は同法第32条の規定に基づく要支援認定を受けている者（要介護認定又は要支援認定を受けている者が当該申請の前に既に死亡している場合を含む。）その者に係る直近の要介護認定又は要支援認定を受けた際の記録その他資料により調査

(2) 前号に掲げる者以外の者 医師の診断書（別記様式第2号）又は市職員の訪問による調査

(不認定通知)

第4条 市長は、前条第1項の規定による審査の結果、不相当と認めるときは障害者控除対象者不認定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(認定区分の変更)

第5条 第3条第1項の規定による審査の結果、障害者控除対象者として適当と認められた認定対象者で、その障害の程度が現に受けている認定区分以外の認定区分に該当すると認められるときは、認定申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、認定対象者に係る調査は、同条第2項第2号に定める方法により行うものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉部長が別に定める。

(一部改正〔平成28年告示147号〕)

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第147号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日告示第193号抄)

この告示は、元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行の日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日告示第147号)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 4 改正前の告示の規定による申請、届出その他の手続は、当分の間、旧様式に所要の調整をしたものを使用してすることができる。

別表(第3条関係)

障害認定基準

1 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

区分	認定	基準	ランク
特別障害者	身体障害者1級若しくは2級に準ずる者又は右記の状態が6か月以上継続している寝たきり老人	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事又は着替えにおいて介助を要する。	C

	身体障害者 1 級又は 2 級に準ずる者	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つことができる。	B
障害者	身体障害者 3 級から 6 級までに準ずる者	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出できない。	A
非該当	非該当	何らかの障害を有するが、日常生活はほぼ自立しており、独力で外出する。	J

2 認知症高齢者の日常生活自立度

区分	認定	基準	ランク
特別障害者	知的障害者（重度）に準ずる者	著しい精神症状や問題行動又は重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	M
		日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を要する。	IV
		日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を要する。	III
障害者	知的障害者（軽度・中度）に準ずる者	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	II
非該当	非該当	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	I

別記様式第1号（第2条関係）

障害者控除対象者認定申請書

東広島市長 様

障害者控除対象者の認定を受けたいので、東広島市高齢者における障害者控除対象者認定事務取扱要綱第2条の規定により、次のとおり申請します。

【申請者】

申 請 日	年 月 日 (年分申告用)		
ふりがな 氏 名		認定対 象者との続柄	
住 所	〒 ー 電話 () ー		

【認定対象者】

ふりがな 氏 名			
生 年 月 日	年 月 日	満 歳	
住 所	〒 ー 電話 () ー		
障害者手帳	有 (手帳・障害の程度又は等級) ・ 無		
要介護認定	有 (要支援 ・ 要介護 1・2・3・4・5) ・ 無		

【同意書】

障害者控除対象者の認定に当たり、私の介護保険の要介護認定に係る資料を利用することに同意します。

認定対象者の氏名_____

※ 認定対象者の氏名を代筆した場合

代 筆 者 の 氏 名_____ 認定対象者との続柄_____

※ 右の欄は記入しないでください。

認定	該当 ・ 非該当	備考	
----	----------	----	--

別記様式第2号（第3条関係）

診 断 書

ふりがな		性別	男・女
認定対象者氏名			
生年月日	年 月 日	満 歳	
障害を伴う 疾病名			

認定対象者の状況で、該当するものを選択してください。

障害高齢者の 日常生活自立度 (寝たきり度)	C	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事又は着替えにおいて介助を要する。			
	B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つことができる。			
	A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出できない。			
	J	何らかの障害を有するが、日常生活はほぼ自立しており、独力で外出する。			
認知症の有無	1	有	2	無	
認知症高齢者の 日常生活自立度	M	著しい精神症状や問題行動又は重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。			
	IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を要する。			
	III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を要する。			
	II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。			
	I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。			
上記の状態になった 時 期	年 月 頃（継続期間 年 か月間）				

上記のとおり診断します。

年 月 日

医療機関名
所在地
診療担当科名
医師氏名

別記様式第3号（第4条関係）

障害者控除対象者不認定通知書

東 広 島 市 第 号
年 月 日

（申請者） 様

東 広 島 市 長 印

年 月 日付けで申請のあった障害者控除対象者認定については、次の理由により不認定となりましたので、東広島市高齢者における障害者控除対象者認定事務取扱要綱第4条の規定により通知します。

（不認定の理由）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東広島市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日（東広島市長に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する東広島市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、市（市長が被告の代表者となります。）を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。